

問1 日本の地方財政の仕組みにおいて、国から地方公共団体へ支払われる「地方交付税交付金」の役割や特徴について述べた文として、最も適切なものはどれですか。（2021年 宮城県公立入試 類似）

1. 自治体間の財政格差を調整し、どの地域でも一定の行政水準を維持できるよう、国から使い道の制限なしに配分される。
2. 義務教育の実施や公共事業など、特定の事務に対して国がその経費の一部を補助するために、使い道を限定して支給される。
3. 地方自治体が道路整備などの公共施設建設のために、国や金融機関から一時的に借り入れる借金のことである。
4. 住民が受ける行政サービスへの対価として、地方自治体が条例に基づいて独自に徴収する、使い道の自由な収入である。

問2 地方自治における住民の権利のうち、首長（知事や市町村長）や議員を任期途中で辞めさせるよう求める「解職請求（リコール）」の手続きについて正しく説明しているものはどれですか。（2025年 京都公立入試 類似）

1. 原則として有権者の3分の1以上の署名を集めて請求し、その後の住民投票で過半数の賛成があれば、その職を失わせることができる。
2. 有権者の50分の1以上の署名を集めて首長に請求し、議会が不信任の議決を行うことで、強制的に失職させることができる。
3. 住民が裁判所に対して訴えを起こし、その判決に基づいて首長の任命権を無効化することで、職を解くことができる。
4. 有権者の3分の1以上の署名を集めて選挙管理委員会に請求し、議会での再検討の結果、出席議員の4分の3以上の賛成があれば失職する。

問3 日本の地方自治制度における「条例の制定・改廃請求」と、首長や議員の解職を求める「解職請求（リコール）」を比較した説明として、正しいものはどれですか。（2021年 愛媛公立入試 類似）

1. 条例の制定・改廃請求に必要な署名数は有権者の50分の1以上だが、リコールの請求には原則として3分の1以上の署名が必要である。
2. 条例の制定・改廃請求は地方公共団体の長に対して行うが、リコールの請求は地方議会の議長に対して行う。
3. 条例の制定・改廃請求は住民投票によって最終決定が下されるが、リコールは議会での議決によって結果が決定する。
4. 条例の制定・改廃請求の対象には予算や地方税に関するものも含まれるが、リコールの対象は選挙で選ばれた公職者に限定される。

問4 地方公共団体が持つ「条例制定権」の内容と、その行使に関する説明として最も適切なものはどれですか。（2021年 東京都公立入試 類似）

1. 国の行政機関が、法律を具体的に施行するために必要に応じて定めるものである。
2. 地方公共団体がその事務を処理するために、日本国憲法に基づき法律の範囲内で定めるものである。
3. 内閣が他国と結んだ合意内容について、国会がその妥当性を審査し承認を与えるものである。
4. 最高裁判所が、地方公共団体の活動が憲法に違反していないかを最終的に判断する権限のことである。

問5 地方自治体の予算の内訳を示した資料において、歳出のうち「借金を返すための費用」の占める割合が非常に高い状態が続いた場合、その自治体の行政運営にはどのような影響が考えられますか。最も適切な説明を選びなさい。（2015年 富山県公立入試 類似）

1. 借金の返済を優先しなければならぬため、福祉や教育などの住民サービスに回せる予算が制限される。
2. 借金の返済額が増えることで自治体の信用が高まり、国から配分される地方交付税交付金が大幅に増額される。
3. 利子の支払いによって自治体の支出が活発になるため、地域の民間企業の景気が改善され税収が増加する。
4. 返済が進むにつれて借金の総額が減るため、その自治体の住民が納めるべき地方税が即座に免除される。

問6 現在の日本の地方自治における首長の選出方法について、歴史的背景や国政との違いを説明した文として正しいものはどれですか。（2017年 愛媛公立入試 類似）

1. 明治憲法下では都道府県知事は官選（国による任命）であったが、現行憲法下では住民の直接選挙に改められた。
2. 地方公共団体の長は、国の行政との整合性を図るため、現在も内閣総理大臣の同意がなければ就任できない。
3. 市町村長は住民の直接選挙で選ばれるが、都道府県知事は広域行政を担うため地方議会が指名する。
4. 首長は住民から選ばれるため、地方議会には首長に対する不信任を決議する権限は与えられていない。

問7 イギリスの政治学者ブライスは、住民が自らの手で身近な地域の政治を行う地方自治について、住民が政治参加の機会を得てその仕組みを学ぶ場となることを指して何と表現しましたか。（2021年 島根公立入試 類似）

1. 民主主義の学校
2. 地方自治の本旨
3. 団体自治の原則
4. 法の支配

## 答え合わせ・解説

問1	<b>答え 1</b> <b>自治体間の財政格差を調整し、どの地域でも一定の行政水準を維持できるよう、国から使い道の制限なしに配分される。</b>	地方交付税交付金は、各自治体の財政力を比較し、必要な行政経費に対して不足している分を国が補う制度です。これにより自治体間の財政格差が調整されます。選択肢にある「特定の事務に対して支給される」ものは国庫支出金、「借り入れる借金」は地方債、「独自に徴収する収入」は地方税に該当するため、混同しないように注意が必要です。
問2	<b>答え 1</b> <b>原則として有権者の3分の1以上の署名を集めて請求し、その後の住民投票で過半数の賛成があれば、その職を失わせることができる。</b>	解職請求（リコール）は、住民が選んだ代表者がふさわしくないと判断した際に、その地位を解くことを直接求める権利です。非常に強力な権利であるため、条例制定などの請求（50分の1以上）よりも厳しい「3分の1以上」という署名数が必要とされています。署名が集まった後は必ず住民投票が行われ、住民の直接の意思によって最終的な判断が下されます。議会が行う不信任の議決とは、主体系が異なる点に注意が必要です。
問3	<b>答え 1</b> <b>条例の制定・改廃請求に必要な署名数は有権者の50分の1以上だが、リコールの請求には原則として3分の1以上の署名が必要である。</b>	直接請求権は、請求の内容によって成立要件が異なります。条例の制定・改廃請求や、自治体の仕事に適正か調べる「事務監査請求」は、有権者の50分の1以上の署名で足りる。これに対し、首長・議員の解職や議会の解散を求めるリコールは、個人の身分を失わせるなど影響力が非常に大きいため、より厳格な「3分の1以上」の署名が必要と定められています。また、地方税の賦課徴収や分担金などの金銭に関わる条例の制定・改廃は、直接請求の対象から除外されています。
問4	<b>答え 2</b> <b>地方公共団体がその事務を処理するために、日本国憲法に基づき法律の範囲内で定めるものである。</b>	条例制定権は、日本国憲法が保障する地方自治の本旨に基づき、地方公共団体が自らの事務（固有事務や法定受託事務など）を処理するために、法律に反しない範囲でルールを定める権能を指します。他の選択肢にある、行政機関による「政令」の制定、国会による「条約の承認」、裁判所による「違憲審査制」などは、国の統治機構に関する権限であり、地方自治の権能である条例制定権とは異なります。
問5	<b>答え 1</b> <b>借金の返済を優先しなければならないため、福祉や教育などの住民サービスに回せる予算が制限される。</b>	地方自治体の財政において、公債費（元金の返済や利子の支払い）は義務的に支出される費用です。この公債費の割合が高くなると、財政の硬直化を招きます。その結果、本来であれば道路の整備、福祉の充実、教育環境の改善などに使われるはずの予算が削られてしまい、住民への行政サービスが低下する原因となります。
問6	<b>答え 1</b> <b>明治憲法下では都道府県知事は官選（国による任命）であったが、現行憲法下では住民の直接選挙に改められた。</b>	戦前の日本では、都道府県知事は内務省という中央官庁から派遣される官吏（官選知事）であり、住民が直接選ぶことはできませんでした。戦後、日本国憲法において「地方自治の本旨」が規定され、地方自治法によって首長の直接公選制が確立しました。これにより、地方公共団体が国から独立して、住民の意思に基づいた行政を行う「住民自治」が強化されました。
問7	<b>答え 1</b> <b>民主主義の学校</b>	地方自治は、住民が自分たちの地域の課題を自分たちで解決するプロセスを通じて、民主主義のあり方を直接体験し、学ぶことができる場であると考えられています。この教育的な側面を重視したブライスによる表現は、地方自治の重要性を示す言葉として広く知られています。